

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「妥結率・かかりつけ減算(調剤基本料注4)」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一



資料No.20220513-1093-1

本資料は、2022年4月28日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

施設基準					
注番号	項目	記号	処方箋 受付回数/月	内容	算定点数
注1 ただし書き	特定区域	特定区域（区域内医療機関数10以下かつ許可病床数200床以上医療機関なし）かつ処方箋受付回数2,500回以下/月 ※集中度70%超で当該医療機関が区域外にある場合は当該医療機関も考慮			調剤基本料 1
注3	処方箋同時受付	複数の医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合の2回目以降			80/100
注4	妥結率・ かかりつけ減算	①～③のいずれかに該当する薬局			50/100
		①	—	妥結率50%以下	
		②	—	妥結率等について、報告していない薬局	
		③	600回超	かかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない薬局（計10回未満/年） （特別調剤基本料を算定薬局は計100回未満/年）	
注5	地域支援体制加算	1	<u>（調剤基本料1）十分な実績</u>		<u>39点</u>
		2	<u>（調剤基本料1）相当の実績</u>		<u>47点</u>
		3	<u>（調剤基本料1以外）十分な実績 ※特別調剤基本料は▲20%</u>		<u>17点</u>
		4	<u>（調剤基本料1以外）相当の実績 ※特別調剤基本料は▲20%</u>		<u>39点</u>
注6	連携強化加算	地域支援体制加算の届出かつ非常時における対応に必要な体制の整備			2点
注7	後発医薬品 調剤体制加算	1	80%以上	後発医薬品の使用数量割合 ※特別調剤基本料は▲20%	21点
		2	85%以上		28点
		3	90%以上		30点
注8	後発医薬品減算	①、②のいずれかに該当する保険薬局			▲5点
		①	600回超	後発医薬品の使用数量割合 <u>50%以下</u>	
		②		後発医薬品の数量割合を報告していない薬局	
注9	分割調剤	長期保存が困難な場合等の分割調剤2回目以降			調剤基本料の 代わりに5点
注10		後発医薬品のお試し調剤による分割調剤2回目			
注11		医師の指示による分割調剤(服薬情報等提供料は分割回数で割らずに算定)			総点数/分割回数
調剤基本料の下限		上記加減算適用後3点未満の場合			3点

内容	点数
<p>以下のいずれかに該当する薬局である場合、処方箋受付1回につき算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥結率が<b>5割以下</b></li> <li>・妥結率、単品単価契約率、一律値引き契約に係る状況を地方厚生（支）局長に<b>報告していない</b></li> <li>・薬剤師の<b>かかりつけ機能に係る基本的業務を1年間実施していない</b> (ただし、処方箋受付回数1月に600回以下の薬局を除く)</li> </ul>	<p><b>調剤基本料の50/100</b> (小数点以下第一位を四捨五入)</p>

【施設基準】

医薬品価格妥結率5割以下

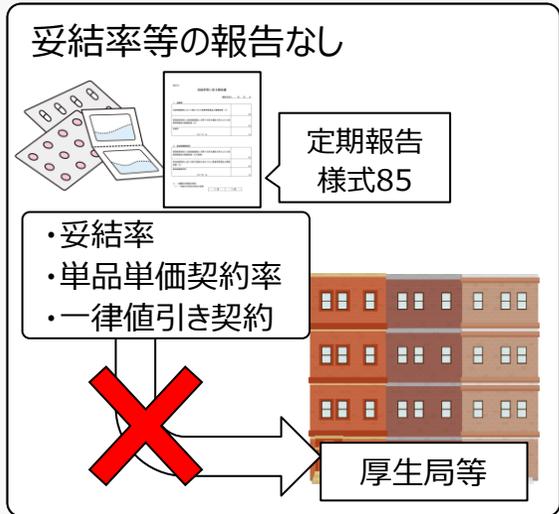


薬局

卸売販売業者

or

妥結率等の報告なし



定期報告様式85

- ・妥結率
- ・単品単価契約率
- ・一律値引き契約

厚生局等

or

「かかりつけ機能に係る基本的な業務」1年間未実施



業務に係る算定が計**10回未満**の薬局

or

業務に係る算定が計**100回未満**の**特別調剤基本料算定薬局**

調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う

ただし、**処方箋受付回数600回/月以下の薬局は除く**

- ・時間外加算、休日加算、深夜加算、夜間・休日等加算(薬剤調製料)
- ・麻薬管理指導加算(服薬管理指導料)
- ・重複投薬・相互作用等防止加算(調剤管理料)
- ・在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
- ・かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料
- ・外来服薬支援料1、服用薬剤調整支援料、退院時共同指導料、服薬情報等提供料
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費(介護報酬)、介護予防居宅療養管理指導費(介護報酬)を算定するに際して実施する業務

(※1 各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの)

卸売販売業者と薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額※1

**妥結率**

=

薬局において購入された医療用医薬品の薬価総額※1

	製品名	規格 (④※2)	包装 ①	4月～9月の 購入数量 ②	薬価 (規格単位ごと) ③	医薬品ごとの 購入薬価総額 ①×②×③(×④※2)	妥結状況
1	イロ八錠	5mg	100錠	10	120.00 /錠	<b>120,000</b>	○
2	イロ八錠	10mg	100錠	12	160.00 /錠	<b>192,000</b>	○
3	ABCカプセル	100mg	100cp	20	25.80 /cp	51,600	
4	ABCカプセル	100mg	700cp	6	25.80 /cp	108,360	
5	ABCカプセル	200mg	140cp	5	41.00 /cp	28,700	
6	アイウエオ点眼液	28噴霧	50本	10	500.00 /本	250,000	
7	アカサタナ注射液	0.5mg	10A	2	359/A	<b>7,180</b>	○
8	アカサタナバッグ	1mg	10キット	1	620 /キット	6,200	
9	○○○パップ	2mg	700枚	20	22.00 /枚	308,000	
10	△△クリーム※2	25g	50本	55	11.70 /g	<b>804,375</b>	○
11	△△クリーム※2	100g	10本	5	11.70 /g	<b>58,500</b>	○
12	△△ローション※2	50g	10本	30	24.00 /g	<b>360,000</b>	○
(※2 規格単位が1gの薬剤)				医薬品全体の購入薬価総額 A		2,294,915	
取引価格決定後に遡及して変更可能な場合は「未妥結」とされます				妥結した医薬品の購入薬価総額 B		<b>1,542,055</b>	
				<b>妥結率 B/A×100</b>			<b>67.20%</b>

単品単価契約率

薬局と卸売販売業者との価格交渉においては、厚生労働省「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」に基づき、原則として全ての品目について単品単価契約とすることが望ましい

4月～9月の実績で計算します

品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約

単品単価  
契約率

=

単品単価契約に基づき取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額  
卸売販売業者と当該薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額

一律値引き契約に係る状況

個々の医薬品の価値を無視した値引き交渉、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼすような流通コストを全く考慮しない値引き交渉を慎むこと

○「一律値引き契約に係る状況」の該当の有無について、以下の場合該当有りとする

4月～9月の実績で計算します

総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約

5割

≦

一律値引き契約に基づき取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額  
卸売販売業者と当該薬局との間で取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額

全ての医療用医薬品が一律値引きにより価格決定した場合を含む

○該当有りとした場合、取引卸売販売業者ごとの当該契約における値引き率を報告する

値引き率 =  $\frac{\text{薬価} - \text{取引価格 (税込み)}}{\text{薬価}} \times 100$

様式 85

## 妥結率等に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

妥結率

1. 妥結率

当該保険薬局において購入された医療用医薬品の薬価総額 (①)	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (②)	円
妥結率	%
(②/①) %	

単品単価契約率

2. 単品単価契約率

卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (②の再掲)	円
単品単価契約に基づき取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (③)	円
単品単価契約率	%
(③/②) %	

一律値引き契約の状況

3. 一律値引き契約の状況

(1) 一律値引き契約の該当の有無

<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
----------------------------	----------------------------

一律値引き契約「有」の場合の  
当該契約における値引き率（卸別に報告）

(2) (1) で有とした場合、当該契約における値引き率を取引卸売販売業者ごとに報告すること。

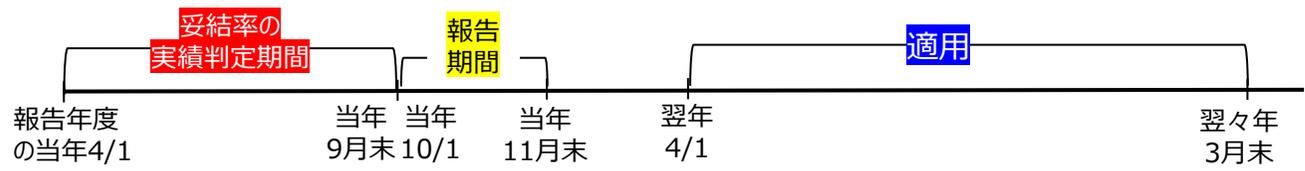
取引卸売販売業者名	値引き率（税込み）
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%

[記載上の注意]

- 医療用医薬品とは、薬価基準に記載されている医療用医薬品をいう。
- 薬価総額とは、各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したものをいう。
- 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 単品単価契約とは、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約をいう。
- 一律値引き契約とは、卸売販売業者と当該保険薬局との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。この場合、一定割合以上としては、5割以上とし、全ての医療用医薬品が一律値引きにより価格決定した場合を含むものとする。
- 値引き率とは、薬価と取引価格（税込み）との差を薬価で除し、これに100を乗じて得た率をいう。記載にあたっては小数点以下第2位を切り捨てて計算すること。
1. から3. までの報告については、報告年度の当年4月1日から9月30日の実績を報告年度の10月1日から11月末までに報告すること。報告しない場合は、調剤基本料が所定点数の100分の50に相当する点数により算定されることに留意すること。
- 同一グループ内の保険薬局の処方箋受付回数合計が1月に3万5千回を超えると判断されるグループに属する保険薬局については、保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

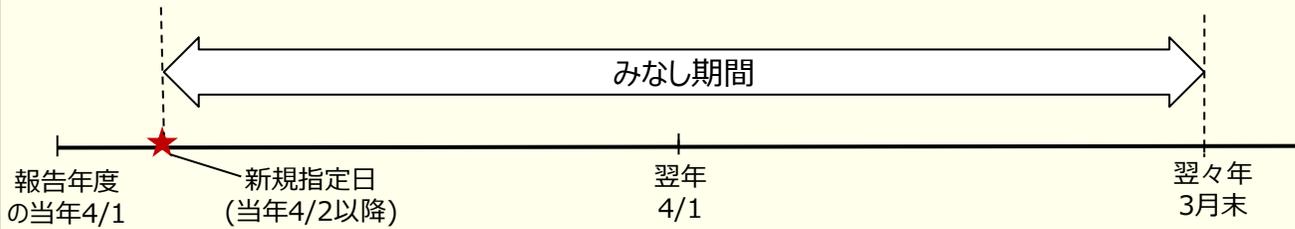
グループ(同一グループ内処方箋受付回数合計3万5千回/月超)所属薬局は、  
卸間での取引価格決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠資料を添付

## 【受結率の実績、報告に関して】



報告年度の4月1日から9月末までの実績から受結率を判定し、10月1日から11月末までに報告、報告翌年4月1日から1年間適用する

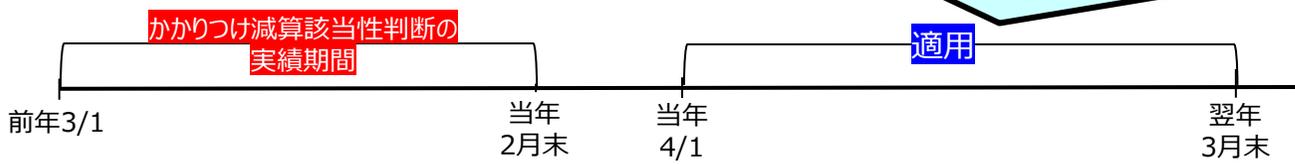
○受結率の報告年度の**当年4/2以降に新規**で保険薬局に指定された薬局は、**翌々年3/31までは受結率が5割を超えているものとみなす**



開設者の変更又は薬局の改築等で、保険薬局の指定について遡及指定が認められる場合は、当該遡及指定前の実績に基づき判断します

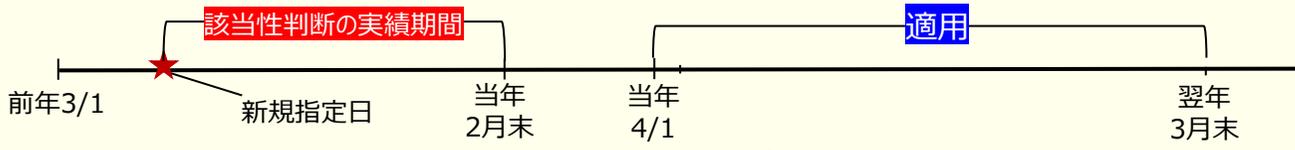
該当した場合であっても当年4/1～翌年3月末までの期間中に、業務に係る算定回数を達成した場合、回数を満たした翌月より非該当となる

## 【かかりつけ機能に係る基本的な業務に関して】



前年3月1日から当年2月末までのかかりつけ機能に係る基本的な業務実績で該当性を判断し、当年4月1日から1年間適用する

○新規指定(前年3/1～当年2月末の間)の薬局は、以下の場合「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を**1年間実施していない薬局**に**該当しない**



$$\left( \frac{\text{年間の実績基準 (10回 or 特別調剤基本料算定薬局は100回)}}{12} \right) \times \text{当年2月末までの調剤基本料を算定した月数} \leq \text{「かかりつけ機能に係る基本的な業務」を算定した回数}$$

受結率5割以下の該当性等については、毎年7月時点の状況を厚生局へ報告する定例報告（7 1 報告）事項としても規定されています